

告示

埼玉県告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

宮代町大字和戸、大字国納の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部

都市計画課、宮代町まちづくり建設課、杉戸町都市施設整備課

四 縦覧期間

平成三十一年一月八日から平成三十一年一月二十二日まで